

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通ルールを正しく理解して、安全運転に努めましょう!

特定小型原動機付自転車とは

特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関して高い技能を要しないものである車として道路交通法施行規則で定める基準に該当するものをいいます。

【車体の大きさ】

長さ：190センチメートル以下 幅：60センチメートル以下

【車体の構造】

- ・原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。
- ・20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- ・オートマチックトランスミッション機構がとられていること。
- ・道路運送車両の保安基準第66条の17に規定する最高速度表示灯が備えられていること。

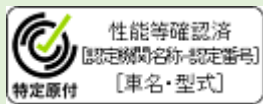
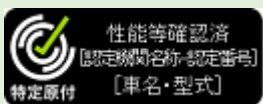


公道を走行するために

●保安基準

- ・照灯などは、規定の保安基準に適合したものでなければなりません。
- ・適合した製品には性能等確認済シールが貼られています。

性能等確認済シール



●ナンバープレート

- ・所有者は、市町村の条例等の定めるところにより、ナンバープレートを取得し、車体の見やすいところに取り付けなければなりません。

●自賠責保険（共済）

- ・所有者は、自動車損害賠償責任保険への加入が義務づけられています。
- ・加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

車両区分による対比

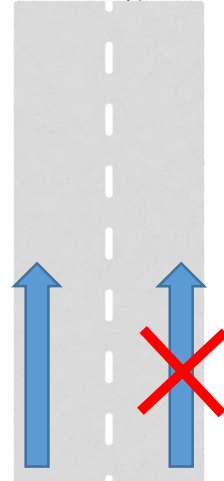
車両区分		原動機付自転車		
		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
定格出力等		総排気量50cc以下又は定格出力0.6kw以下	定格出力0.6kw以下	特定小型原動機付自転車のうち、次の①～⑤を全て満たすもので、他の車両を牽引して走行することができないもの。（遠隔操作により通行させることができる場合を除く。） ①歩道等を走行する間、最高速度表示灯を点滅させること ②最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないものであること ③側車を付けていないこと ④ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること ⑤鋭い突出部のないこと
車体の大きさ	長さ	2.5m以下	1.9m以下	
	幅	1.3m以下	0.6m以下	
	高さ	2.0m以下	-	
最高速度		30km/h	20km/h	
年齢制限		16歳以上	16歳以上	16歳以上
運転免許		○	×	×
ナンバープレート		○	○	○
自賠責保険		○	○	○
保安基準		○	○	○
乗車用ヘルメット		○(義務)	○(努力義務)	○(努力義務)
通行区分	車道(原則左側通行)	○	○	○
	普通自転車専用通行帯	×	○	○
	自転車道	×	○	○
	歩道	×	×	○(自転車歩道通行可の場合)

主な交通ルール

① 車道通行の原則

原則、車道を通行し、道路左側を通行しなければなりません。
右側通行をしてはいけません。

通行場所



② 右左折の方法

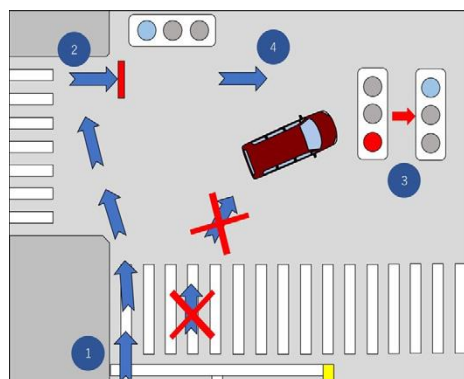
- ・左折時は、後方の安全確認とウィンカーでの合図を行い、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して、道路の左端に沿って曲がらなければなりません。
- ・交差点は、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

③ 通行の禁止・一時停止すべき場所

道路標識等により、通行を禁止されている道路等を通行してはいけません。

また、一時停止すべきとされている場所は、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

右折の方法



④ 歩行者の優先

歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

⑤ 歩道通行は例外

特例モード（特例特定小型原動機付自転車）に切り替えて歩道通行

通行できるのは、「普通自転車歩行者通行可」の道路標識が設置されている歩道だけです。

歩道では歩行者優先です。

歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

歩道の中央から車道寄りの部分、または「普通自転車通行指定部分」を通行します。



⑥ 飲酒運転禁止

お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。



⑦ 二人乗り禁止

二人乗りは禁止です。

特定小型原動機付自転車は、二人乗りをしてはいけません。

